

ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

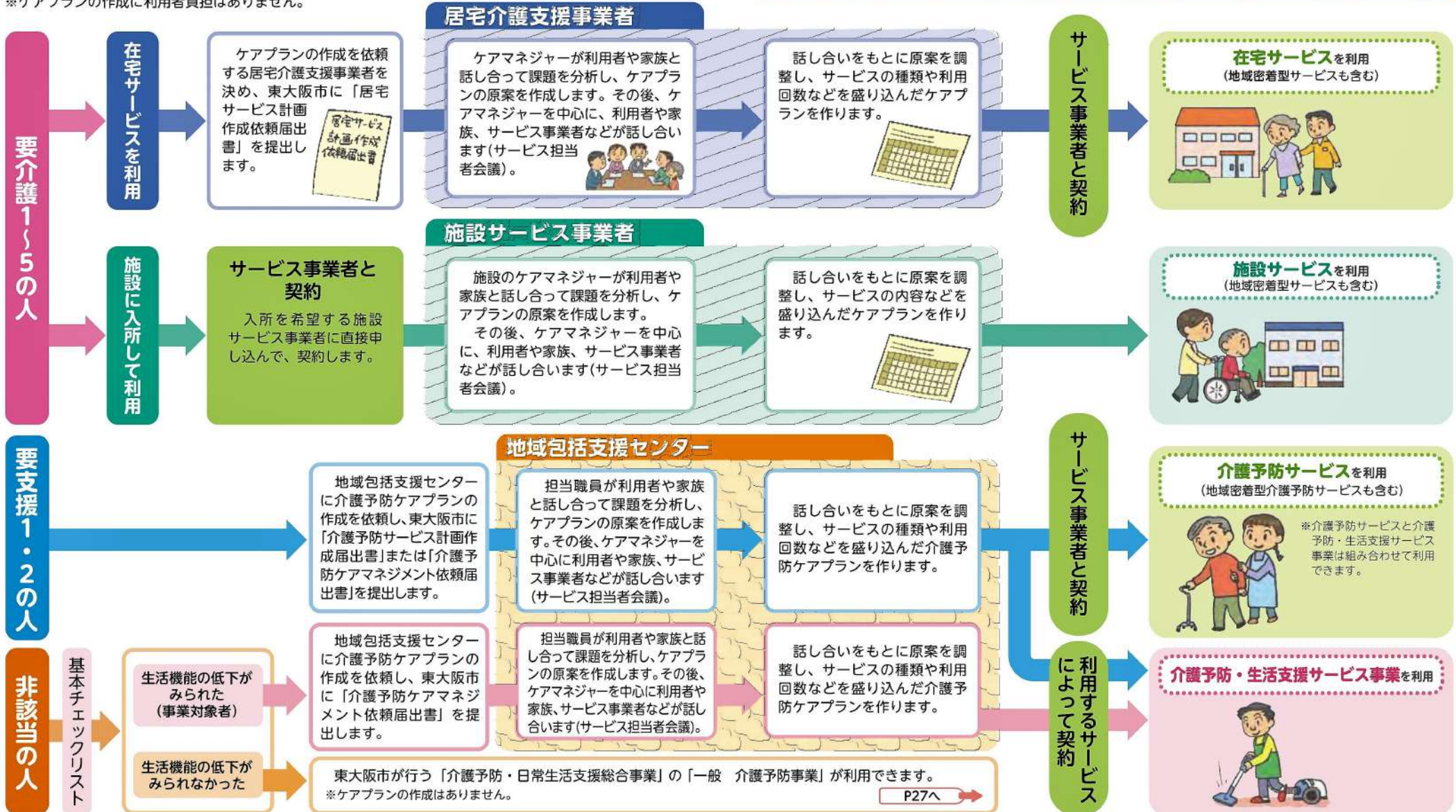
- ※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。
- ※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。
- ※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整を行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。●施設入所を希望する人に施設を紹介します。



※基本チェックリストは、地域包括支援センターの窓口で受けます。